

三島

カンコウチョウ

静岡法律事務所グループニュースNO.9



2025(令和7)年1月吉日

発行

静岡法律事務所・弁護士法人静岡法律事務所
静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所
弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス

代表連絡先：静岡法律事務所
〒420-0867

静岡市葵区馬場町43-1

電話 054-254-3205

FAX 054-253-5009

http://shizu-law.jp



静岡法律事務所グループは静岡県内最大の法律事務所グループとして、皆様のお役に立てるべく日々努力しています。



新年のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

静岡法律事務所は、本年6月で創立40周年を迎えます。本年も宜しくお願い申し上げます。

静岡法律事務所 弁護士・事務局一同



あけましておめでとうございます。私が葵区鷹匠1丁目に法律事務所を開設してから15年余となります。この間皆様方からいただきましたご厚情に心より感謝いたします。

私自身、これからも社会的意義のある事件に積極的に取り組みたいと思っています。どうかよろしくお願ひいたします。

静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所 所長 伊藤 博史



新年あけましておめでとうございます。

たくさんの方々を支えられながら、三島オフィスも開設から3年を迎えることができました。引き続き地域に根ざした法律事務所として、静岡県東部の方々はもちろん、県内外の様々な方々の抱える法的トラブルを解消すべく努力して参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

弁護士法人静岡法律事務所三島オフィス 弁護士・事務局一同



退所のご挨拶



新年あけましておめでとうございます。令和6年12月27日をもちまして、静岡法律事務所ふたば鷹匠事務所を退所し、森下公園前法律事務所（〒422-8062 静岡市駿河区稲川2丁目6-5：054-204-3521）に移籍しました。在所中は格別のご厚情を賜り、厚く御礼申し上げます。

末筆ながら、皆様のご健康とご多幸をお祈り申し上げます。

弁護士 吉川 友朗

2025



無料法律相談のご案内

当グループは、リーガルサービスの一環として、右記の通り一般無料法律相談を開催しています。大変好評な制度で、毎回多くの皆様にご利用いただいています。

相談する弁護士を指名できないこと、同一・類似の相談は3回までということ以外は、有料相談と同じですので、是非ご活用ください。

相談日の前日(日曜相談は前の金曜日)の17時までに「無料相談」と告げてご予約ください。

無料法律相談

【静岡法律事務所】054-254-3205

火曜相談・木曜相談 18時～20時

土曜相談・日曜相談 13時半～16時

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

〒411-0848 静岡県三島市緑町5-21

金曜相談 18時～20時 055-943-5350



特集

嫡出推定・嫡出否認制度に関する改正について

弁護士 末高裕之

2022(令和4)年12月10日に嫡出推定規定・嫡出否認制度等の改正を内容とした「民法等の一部を改正する法律」が成立し、2024(令和6)年4月1日より施行されています。そこで今回は嫡出推定・嫡出否認制度の改正の要点を紹介します。

1 嫡出推定規定の見直し

改正前の民法772条1項では、妻が婚姻中に懐胎した場合、その子は原則として妻と夫の子と推定されると定められており、同条2項では婚姻成立の日から200日経過した後、または婚姻の解消もしくは取消しの日から300日以内に生まれた子は、婚姻中に懐胎したものと推定されていました。つまり、その子は元夫の子と推定されることとなります。そのため元夫のDVなどが原因で、元夫の元から逃れてきた女性が、元夫の戸籍に子の情報が掲載されることを避けたいがために、出生届を提出しないということが起こり、その結果子が無戸籍となるという問題が発生していました(無戸籍者問題)。

そのような事態を避けるため、改正後772条2項で、婚姻の解消もしくは取消し後300日以内に出生した子は婚姻中に懐胎したものと推定するという規定は維持しつつも、3項にて子の懐胎後、女性が出生の時までに再婚をしていた場合には、出生した子は再婚後の夫の子と推定する規定を設けられました。

この改正によって、上記のようなケースでDV等をする元夫の子と推定されることが減少し、無戸籍の子が発生することが少なくなると期待されます。もっとも、元夫から逃れてきた女性が子の出生までに再婚できなかった場合は、従来通り元夫の子と推定されてしまうため、今回の改正が無戸籍問題を完全に解決するとははいえません。

2 再婚禁止期間の削除

改正前民法733条1項では、妻に対してのみ離婚後または婚姻の取消しから100日間の再婚禁止期間を定めていました。この規定は男女平等の観点から批判が多かったのですが、改正前民法772条2項に定められていた嫡出推定が重なることを防止するために、再婚禁止期間は短縮されつつも再婚禁止規定自体は残されてきました。しかし、上記の改正後民法772条3項の新設により、女性が離婚後もしくは婚姻の取消し後100日を経過する前に再婚しても、嫡出の推定が重なる恐れが無くなったため、改正前民法733条全体が削除されました。

3 嫡出否認制度の改正

改正前774条は、嫡出否認の訴えの出訴権者を夫に限定しており、この限定が無戸籍者問題の一因とされていました。そこで、上記嫡出制度の改正に合わせて、子と母にも出訴権が認められ、出訴期間も従来子の出生時より1年間であったものを3年間(子の否認権は親権を行う母が代理行使可能)とする改正が行われました。

ひとこと

衆議院選挙の結果、与党が衆議院で過半数割れとなり、政治に緊張感が生まれている。法務委員会の委員長にも野党議員が就任した。

手取りを増やす制度改革とともに、この機会に、再審法改正や選択的夫婦別姓制度の導入が大きく前進することを切に願っている。

静岡法律事務所グループの事務所と所属弁護士

静岡法律事務所グループは、3つの法律事務所とそれを繋ぐ弁護士法人静岡法律事務所からなる県内最大の法律事務所グループです。

【静岡法律事務所】

弁護士 大多和 暁	弁護士 望月 正人	弁護士 池田 剛志	弁護士 植松 真樹
弁護士 古澤 一樹	弁護士 菅野 雄児	弁護士 伊東 達也	弁護士 桐山 圭悟
弁護士 上野 哲郎	弁護士 小川 寛大	弁護士 窪田 幹洋	弁護士 金光 誉樹
弁護士 丸山 大貴	弁護士 末高 裕之		

【静岡法律事務所 ふたば鷹匠事務所】

弁護士 伊藤 博史

【弁護士法人静岡法律事務所 三島オフィス】

弁護士 井上 将宏



【顧問契約のご案内】

当グループの弁護士と顧問契約を締結し、毎月一定額(主として月額3万円~)の顧問料をお支払いいただく場合は、顧問弁護士として法律相談など一定範囲の法律業務を随時行ないます。顧問契約を締結した場合には、電話やFAX、メールなどで気軽に弁護士に相談ができるようになります。また継続的な関係の中で、顧問会社(組合)の業務の内容についての理解が深まり、より適切なアドバイスが可能となります。

さらに顧問会社(組合)の紹介による初回の相談料は無料です。契約によっては更に広く無料相談が受けられますので、会社(組合)の役員、従業員、あるいは関係者に関して生じた問題について、お気軽に弁護士にご相談いただけるようになります。従業員(組合員)への福利厚生や会社関係者へのサービスとしても利用できるようになりますので、是非ご利用ください。

三光鳥(サンコウチョウ)とは

サンコウチョウは静岡県の県鳥で、スズメ目カササギヒタキ科に分類される鳥です。

鳴き声が「ツキ(月)ヒー(日)ホン(星)、ホイホイ」と聞えることから、三光鳥と呼ばれています。依頼者にとって、太陽のように暖かく、月のようにそっと寄り添い、北極星のように迷った時の道しるべになるような弁護士でありたいとの思いを込めて、静岡法律事務所グループニュースの表題といたしました。

